

信託とタックス・プランニング (2・完)

ドノヴァン・ウォーターズ*

清水 真人 (訳) **

目次

- I. 租税の登場
- II. 現代カナダ税制 (以上、第26号)
- III. エステイト・プランニング
 - A. エステイト・プランニングの手段
 - B. 「凍結」以外の方法によるエステイト・プランニング
 - 1. 撤回可能信託
 - 2. 撤回不能信託
 - (a) 配偶者またはコモンロー・パートナー信託
 - (b) 分身信託、共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託の利用
 - (c) 裁量信託
 - (d) 蓄積信託
 - C. 相続税および贈与税
 - D. 遺産の凍結
 - E. 信託に対する私法の適用 (以上、本号)

* Counsel, Horne Coupar, Barristers and Solicitors, Victoria, British Columbia, Canada

** 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部准教授

Ⅲ エステイト・プランニング¹²¹

「エステイト・プランニング」とはアメリカ合衆国で生まれた造語であり、カナダにおいては遺言および信託業務に従事する弁護士、会計士、生命保険代理人、並びに金融機関、とりわけ信託会社および銀行では毎日のように用いられている。エステイト・プランニングにはこれら全ての当事者および機関に加え、公認不動産仲介人、投資コンサルタント、課税シェルターの販売人、そしてモーゲージ貸貸人等が関係している。エステイト・プランニングは納税者の財産管理に関する仕組み全体に関係しているからである。そしてエステイト・プランニングは、納税者個人およびその家族の状況、現在および将来の財産（または遺産）、最低投資必要額、納税者のコミットメントおよび目的等に対する調査に加え、その後の財産の管理办法の考案までをも包含する。それにより、納税者の生存期間中その財産が最大限に活用され、その後最大化された財産がその配偶者および次世代の家族に引き継がれるのである。一昔前の弁護士はこのような財産処分はもっぱら死亡によって発生すると考えていた。すなわち、「エステイト・プラン」という語をもし一昔前の弁護士が聞いたならば、それは遺言であると考えたであろう。今日の弁護士は、すでに述べたような税金および金融サービスと共に、財産の取得、享受方式、そして納税者の生涯を通じた財産処分について関心を有している。最先端のエステイト・プランニングでは、納税者がまだ生まれていない胎児、ひょっとしたら胎児であることすら認識されていない時点で開始され、そして納税者の死亡後に同世代および次世代の生存者の手元に全ての財産が何ら負担を伴うことなく移転された時点で終了すると言つてよいであろう。

しかしながら、より単純な形式においては、エステイト・プランニングは個人または家族の財産の保存に關係しており、依頼人の配

配偶者および次世代の家族にとって最大限の節税となるよう財産処分を行うことと関係している¹²²。エスティート・プランナーは財産保存との関係で、とりわけインフレが納税者の財産に与える影響、当面の経済的要素について関心を払っているように思われ、さらに金銭の借り入れコスト、資産の収益または値上がりに関する問題、納税者の年齢および状況に応じた意思決定に関する問題について関心を寄せることになる。しかし、全てのエスティート・プランニングにおいて、とりわけ財産処分が関係している場合には、法律、税金、そして個人的事情について考慮が払われる。

法律家が用いるエスティート・プランニングの道具は、法人、信託、パートナーシップ、遺言法、並びに契約法である。これらに関する法律は、多くの点において、財産に対し課税が行われるようになった時よりもかなり以前に制定されたものであるが、顧客の問題に対処するために用いられる。そして、国内および関連する海外の税法に従い、エスティート・プランニングに関する職務を遂行することになる。

まず注意しなければならない明らかな事実は、関連する税法は、異なった税率による課税を異なった形態の活動および財産に対して異なる時点で行うという点である¹²³。すでに、これらの違いは非常に大きくなっている。それらの税率の違いに加え、さらに顧客の財産の性質、例えば当該財産は退職者の投資ポートフォリオなのか、または拡張を続けている同族企業であり当該企業に対してある者が唯一の事業主または支配株主として経営権を有し取締役として君臨しているかどうかといった事情が付け加えられなければならない。ある者の家族の状況は隣人の家族の状況とは異なるであろう。例えば、ある者は配偶者を有しているが子を有しておらず、他の者は配偶者と数人の子を有しており、そして子の何人かは10代の若者であり、そして家族全員がその者の財産からの給付を必要としている。

三番目の者は離婚と再婚により、前配偶者とその子および現配偶者とその子という、考慮しなければならない二つの家族を有している。それから扶養親族の範囲およびそれらの者の健康状態、とりわけ全ての依頼人の健康および余命について考慮しなければならない。実際にこれらの違いは非常に多岐にわたるため、典型的なエスティート・プランまたは財産処分プランの素描を提示することはほとんど不可能である。様々な要素および法的手段が存在し、最終的にこれらの要素および手段は全体として一つに調和されなければならない。それにより、エスティート・プランが法的詭弁による空想上の想像物ではなく依頼人の状況に現実的に合致したものとなり、その結果、歳入当局にとって不満を抱かせるものとなるのである¹²⁴。

A. エスティート・プランニングの手段

初めに、なぜ遺言法および契約法と共に、法人、信託、並びにパートナーシップという概念が用いられるのかを考察する。この点は実に興味深いものである。

納税者の目的は、納税額を最小限に抑えて納税者が意図する者に財産を取得させることである。このような目的から、もし贈与者と受贈者との間に何らかの組織体を介在させることができるとするならば、当該組織体は財産移転のための手段となる。しかし、完全な財産権の移転は留保される。財産移転者は当事者の立場から離脱することになるが、指名された受益者の手元に当該財産を移転させるのに適当な時期が到来するまでは、組織体に当該財産を保有させることができる。また、当該組織体は自然人であってはならない。すなわち、個人として当該財産を実際に享受することができる者であってはならないのである。もし自然人が介在されるとするならば、誰が指定された譲受人であるのか、譲渡人から財産を譲り受けた者は第三者の反対にもかかわらず自分自身のためにどのような利益を

享受することができるのか、という点が曖昧になるからである。制定法上の法人は19世紀に創出されたものであり、そして信託は数世紀の歴史を有している。そしてパートナーシップも19世紀に考案されたものである。そして、これらの制度は見事に前述の要件を満たす。これらは全て抽象的な法的概念であり、過去において他の目的のために考案されたものであるが、今日において媒介となる組織体としての役割を果たすことができる。さらに、法人は法人格を有しており、それにより信託やパートナーシップに比べより明確に贈与を行う譲渡人を贈与を受ける第三者から分離させることができるという点において、さらなる利点がある。法人と比較した場合、信託およびパートナーシップはいわゆる準法人格を有する段階に至った代理の形態である。しかし、「準」という点が強調されなければならない¹²⁵。

それにもかかわらず、このようなかなり掘みどころのない法的分析を満たし、かつこのような法的分析から何ら疑念もなく解放されるために、税法は独立の個人としての地位を法人だけではなく、我々が見てきたように、信託およびパートナーシップに対しても認めている。この点はさらなる利点となる。例えば、我々が見てきたように収益が遺言信託において蓄積されることは受益者にとって利益となるであろう。そして将来ある事象が発生するまでその蓄積された収益はある特定の受益者に支払われない。過去において信託はまた、収益または元本の形態をとるか否かにかかわらず、財産を分割する手段としても用いられてきた。

遺言法はエスティト・プランナーにとって重要な法分野である。法人および信託に対し遺言を通じて資金供給がなされるからである。そして信託は遺言により資金供給がなされるのみならず遺言によって設定される。したがって、遺言により受託者または特定の信託受益者が行使することになる一定の権限および裁量について規定しな

ければならず、またはこれらの権限行使について授権が行われなければならない。この場合、契約法がその役割を果たすことになる。十分な対価を得てある財産を売却するにより、財産権の移転は贈与には該当しなくなり、そして譲渡人と最終的な譲受人との間に新たな関係が構築されるからである。

1971年改正所得税法¹²⁶の法案が最初に公表されたとき、実務上エスティート・プランニングを行うために信託の利用に関する考察が行われ、そして生前信託に課される最低50%の所得税に関する条項および21年毎に発生するみなし処分は本当に厄介であると考えられた。しかし、しばらく後になって、このような考えは過剰反応であると認識されるようになった。課税との関係で信託はそれ自体が課税対象とされたままであり、そして所得税法の文脈において信託は個人とされたままである。遺言信託は一番高い最低税率の対象とされなかつた。そして、確かに収益および課税対象となるキャピタル・ゲインを信託内に保持するために支払われる金銭的対価はしばしば存在するが、裁量信託および蓄積信託でさえも相当の対価としてサービスを提供しているものとされた¹²⁷。さらに、配偶者信託は旧所得税法によって採用されたものであるが、ある適切な状況においてキャピタル・ゲイン課税の繰延べにとって大変価値ある制度であることが明らかとなった。そして、一つの受益者クラスのための単純な非裁量信託、生存配偶者の生存期間中は当該配偶者のために存続し、残余権者をその子とする信託は、標準的な信託として以前と同様広く用い続けられている。所得税法は概して、所有者が資産家であるか否かに關係なく、所有者が信託を家族への給付を実現するための手段として利用することを可能としている。しかしながら、所得税法は、信託を用いなかった場合には支払わなければならぬ租税の回避または課税の引き延ばしを唯一の、または主たる目的として信託を利用するのを防止できる限度において、信託の利用を認めてい

るのである¹²⁸。

エスティート・プランニングには主として二つの形態がある。第一の形態は、納税者自身に関するものであるか納税者が選択した受益者に関するものであるかを問わず、税法の下で利用可能な全ての控除、償却、免除を利用して財産処分を行う納税者の利益を確保し、また納税者のためにできる限り低い限界税率による利益を得るための形態である。国外の贈与税または相続税の税率について考慮される場合もある。これらは特定の納税者に影響を与えるものであり、また、生前贈与を活用することで、納税者の死亡により財産が譲渡されることが許容されている場合には得ることができなかつた利益を得ることができるからである。海外の相続税は、納税者の生存期間中、財産の所在地を変更することにより、また納税者の遺言により課税当局の管轄外の地域に所在する個人に遺贈を行うことで、全て回避できるであろう。このような場合において、問題となっている立法により許容されている控除額を超えて当該法域内において生前贈与を行う目的は存在しない。第二の形態のエスティート・プランニングの目的は、資産価値の値上がり分を含んでいる納税者の財産を生前行為によって次世代に引き継がせ、そして当該納税者がその対価として資産価値の値上がりが生じない一定の金銭的価値のある財産を受け取るようにすることである。このような手続きは遺産の「凍結」として知られている。このように呼ばれる理由は、移転された資産には将来元本価値が増加する可能性がある一方、納税者が受け取る財産は一定の収益を生み続けるだけだからである。

B. 「凍結」以外の方法によるエスティート・プランニング

エスティート・プランニングを行うにあたり考慮すべき事項および目的は、エスティート・プランニングを実行する方法に加え、法律上および会計上の要素にも及ぶことから、これらは多岐にわたる。さ

らに、慈善事業および生命保険の課税上の位置付け、外国法域との租税条約におけるカナダ人の課税上の位置付けも考慮事項に含まれるであろう。後者の二つは本稿の範囲を超える研究領域である。しかしながら、本稿のテーマの範囲内でエステイト・プランニングとの関係で近時用いられている様々な種類の信託について言及する必要がある。ここでは節税のために用いられる信託に重点を置いて説明する。

1. 撤回可能信託

連邦所得税法の規定から直接付与される特権、またはその法解釈を通じて付与される特権により、生前信託および遺言信託は広く利用されるようになった。確かに撤回可能生前信託により様々な目的を達成することができるが、しかし税法が念頭に置いている一般的かつ重要な原則は、委託者が信託の収益に対して納税義務を負担する場合を除き、信託は撤回不能でなければならないという点である。この点は、コモン・ローの世界を通じた信託の法領域においてあてはまると同時に、所得税法においてもあてはまる¹²⁹。

撤回可能信託または復帰信託は何らプラスの税効果をもたらさない。所得税法により課される全ての税金は、信託法が規定する意味における収益に対するものであれ、キャピタル・ゲインに対するものであれ、委託者に対して課税され続ける¹³⁰。納税者である財産権移転者を将来の税負担から解放するために、生前処分は一切の留保なしになされなければならない。すなわち、納税者は問題となっている財産に対し如何なる種類の権利も留保してはならず、将来における当該財産の所有者を決定する権限も有してはならない。

それ故に、エステイト・プランナーは、事柄が純粹に個人または家族の問題に関する場合に撤回可能信託を用いるであろう。老人、または金銭の運用につき知識を有していない者は、とりわけその財

産が巨額である場合には、プロによる財産管理を要望するであろう。第二の婚姻関係にある老人で第一の婚姻関係で生まれた子を有している者は、生前信託により本人が死亡した場合にその子および孫が確実に信託元本を取得することを望むであろう。このような取り決めは、婚姻関係にある者同士がそれぞれ老人であり、前婚で生まれた子を有している場合にも行われる¹³¹。一定の状況においては、分身信託および共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託が課税とは無関係の理由により撤回可能信託とされることがある。

2. 撤回不能信託

しかしながら、上述したような状況において委託者が信託として設定した財産から生じる収益に対する税金の支払いを継続的に回避したいと望む場合には、撤回不能信託が用いられるであろう。エストейト・プランニングにおいて通常の場合に用いられる4つの類型の撤回不能信託について、以下簡潔に論じる。

(a) 配偶者またはコモンロー・パートナー信託

配偶者またはコモンロー・パートナー信託は、税法によって創設されたものであり¹³²、生前信託および遺言信託の双方に用いることができる。しかし、納税者にとってこれらの信託の利点は、当該財産の移転を行う譲渡人が有していた財産の価値を配偶者またはコモンロー・パートナーにそのまま取得させることができる点である。所得税法の目的は、我々が見てきたように、譲渡人の配偶者またはコモンロー・パートナーが当該譲渡人が享受していた場合と同様に、当該財産を享受することができるようになることである。配偶者またはコモンロー・パートナーは、譲渡人と人生を共に歩み、そしてこれらの者の努力が資産譲渡を行う配偶者またはコモンロー・パートナーが所有する財産の形成に貢献していると考えられるからであ

る。上記の目的は、生存者である配偶者またはコモンロー・パートナー、または財産の移転を受けた配偶者またはコモンロー・パートナーが死亡するまで、キャピタル・ゲインのみなし実現を引き延ばすことにより達成される。キャピタル・ゲインへの課税はそれらの配偶者またはコモンロー・パートナーの死亡時に行われるが、実際は次の世代、すなわちこれらの者の子によって支払われることになるであろう。

配偶者またはコモンロー・パートナーライフ信託を設定したとしても限定的な利点しかない。たとえ信託財産から発生する収益およびキャピタル・ゲインに対し配偶者またはコモンロー・パートナーが権利を有する場合であっても、これらは委託者に帰属する。このことは、収益またはキャピタル・ゲインに対する税金を信託が支払うとの選択がなされる場合を除き、委託者が自らの限界税率によって税金を支払わなければならないことを意味している¹³³。配偶者またはコモンロー・パートナー信託は、遺言によりそれらの信託を利用する納税者にとって最大の価値がある。財産を譲渡する配偶者またはコモンロー・パートナーに収益およびキャピタル・ゲインは帰属せず、また生存中の配偶者またはコモンロー・パートナーが死亡するまでキャピタル・ゲインは実現されたものとみなされない。これらの点はまさに遺言者が望むところであり、配偶者またはコモンロー・パートナーにとっては、主としてまたは唯一気にかかる点である。遺言者が最初に配偶者またはコモンロー・パートナーに財産を残し、その後、一人の子または複数の子供間において平等に財産を分配したいと望む場合、当該目的およびキャピタル・ゲインに対する課税の先延ばしは信託を用いることにより達成することができる。生存配偶者またはコモンロー・パートナーの生存期間中、たとえ遺言信託がそれよりも長期間存続する場合であっても、当該信託は配偶者またはコモンロー・パートナー信託としての性格を有するので

ある¹³⁴。

しかしながら、「評価基準日」以降、または当該財産の取得日以降、どちらの時点がより遅く到来するかにかかわらず、それ相応のキャピタル・ゲインの蓄積がなされていない場合、助言者が将来の財産譲渡人に対し配偶者信託またはコモンロー・パートナー信託を利用しないよう助言することは決して稀なことではない。今日の多くの事例において、数年後に課税が行われる場合よりも遺言者の死亡時に課税が行われる場合の方が、とりわけ生存配偶者（またはコモンロー・パートナー）が長生きすると予想される場合には、キャピタル・ゲイン課税またはキャピタル・コストの還付において有利であることが明らかになるであろう。

全く同様に、遺言者の死亡後すぐにキャピタル・ゲインに対する税金を支払うことにより、信託によって承継される財産全体は著しく減少するであろう。したがって、配偶者（またはコモンロー・パートナー）が唯一のまたは主たる関係人である場合には、遺言者は即座にキャピタル・ゲインの支払いが行われることを望まないであろう。さらに、生存配偶者またはコモンロー・パートナーが遺言者の死亡時から起算して平均余命が 21 年以上ある場合、遺言者の死亡から 21 年が経過した時点におけるみなし処分は配偶者またはコモンロー・パートナー信託を用いることによって回避することができるであろう。この点こそ、当該信託の利点であると思われる。もちろん、遺言がなされる時点において将来の出来事は全て推測に過ぎない。そのことから、所得税法が遺言執行者に付与している、ある一定の資産を配偶者またはコモンロー・パートナーに、そして他の一定の資産を他の受益者に分配する権限は、極めて価値あるものとなる。遺言者の死亡から 36 か月以内に所得税法 70 条 6 項により認められたところに従い、遺言執行者はどの資産を配偶者またはコモンロー・パートナーに、または配偶者またはコモンロー・パートナー

信託に配分するかを決定しなければならない。それにより、遺言執行者に付与された柔軟な権限を最大限に活用することができる所以ある。

(b) 分身信託、共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託の利用

財産が分身信託に移転された場合、納税者の生存期間中は当該財産に対する受益権に変更は生じない。そして納税者は当該財産において何らキャピタル・ゲインを実現していない。したがって、所得税法の他の繰延べ条項との一貫性が保たれるように当該財産に係る費用を基とする信託への財産の繰延べに関する規定が設けられている。共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託における繰延べは配偶者間またはコモンロー・パートナー間における財産移転に関する繰延べと一貫したものである。当該繰延べ条項により、繰り延べ条項が存在しない場合に信託に対し納税者が財産処分を行った場合に行われる課税が発生しない。これにより、これらの信託の設定に対し妨げとなる課税による不利益が大幅に除去される。遺言者は大幅に検認手数料を節約でき、またこれらの信託は委託者が複数の法域に資産を有する場合、その死亡による手続を単純化するであろう。これらの信託は、遺言または継続的な委任状の代替手段として柔軟性があり有用である。分身信託または共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託を税率の低い州の居住者とすることもまた可能であろう。

分身信託または共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託にとって不利な点もまた存在しうる。例えば、これらの信託は生前信託として個人に対する最高限界税率によって課税される。信託は独立の個人として課税されることから、信託において実現された全てのキャピタル・ゲイン、それらには分身信託において委託者の死亡

によるみなし処分により実現されたキャピタル・ゲイン、または共同配偶者またはコモンロー・パートナー信託において生存配偶者の死亡によるみなし処分により実現されたキャピタル・ゲインが含まれるが、それらのキャピタル・ゲインは委託者のキャピタル・ロスと相殺することができない。同様に、信託において取得された収益は、委託者の生存中にまたは委託者が死亡した年度内において委託者が負担したであろう如何なる損失とも相殺することができない。もし委託者が死亡した場合に、当該委託者が最高限界税率よりもより低い所得税階層区分に位置付けられる場合には、当該財産に信託を設定するよりも、その者の手元に財産を残しておいた方が有利である。もし委託者が死亡した場合に最高限界税率よりも低い所得税階層区分に属すると思われる場合には、当該財産を委託者に復帰させるために、分身信託には委託者が生存中に行使したであろう撤回権限または信託元本を取り崩す権限のいずれかが含まれるであろう。

(c) 裁量信託

裁量信託は財産が受託者に確定的に帰属し、ある受益者クラスまたは特定人が信託目的として現れ¹³⁵、そして受託者が収益または元本もしくはその両者に関して完全な裁量権を有している場合に成立する¹³⁶。裁量信託において受託者は受益者クラス間において全ての信託財産を分配する義務を負うであろう。しかしながら、クラス内の誰に対して支払いを行うのか、そしてそれぞれの受益者に対し幾ら支払いを行うかに関しては受託者に裁量権が与えられる。一定の状況が発生しない限り受託者は信託の収益または元本を分配する義務を負わない場合には、受託者の裁量権はより拡張されることになり、そしてこの場合に生じた全ての剰余金は贈与が完成した時点で引き継がれことになる¹³⁷。裁量信託は、我々が見てきたように、家族に給付を行うための価値ある制度である。そして裁量信託は多

数者間において収益を分配する手段としても有用であり、それにより受益者は各人が有する人的控除を活用することができる。裁量信託が遺言により設定された場合、この場合の受益者は遺言者の配偶者、コモンロー・パートナー、若しくは未成年者であるが、委託者に収益またはキャピタル・ゲインが帰属することはありえない。それ故に、受益者はそれぞれ自己の限界税率によって課税される。受託者はその裁量により必要に応じて収益の支払いを行うことができ、そして受益者に課せられる所得税を考慮することが可能となる。さらに、遺言者の配偶者、コモンロー・パートナー、若しくは子が他に得ている収益が年度ごとに変化する場合、受託者はその裁量権を行使して受益者の利益最大化を確保することができる¹³⁸。

裁量信託の魅力は、まさに将来の取り決めを柔軟に行うことができる点にある。これにより、処分財産の適当な譲受人を誰にするかという個人的な問題に対する決定を効果的に先送りすることができ、そして税負担を減少させるための一連の機会を利用することができる。確かに、18歳以下の単独受益者のための信託もまた設定することが可能である。遺言信託の場合には帰属ルールは適用されず、そして遺言信託の目的も裁量信託と同様だからである。しかし、多くの遺言者にとって家族裁量信託の柔軟性は非常に魅力的であることは明らかである。しかしながら、遺言信託の欠点は、その性質から何時遺言の効果が発生するのか前もって知ることができないという点にある。その結果、遺言信託は、例えば私立学校に通う子の教育、ましてや孫の教育のような、ある特定の時点における必要性に応じて資金提供を行うための理想的な手段とは言えないであろう。入学準備のための教育信託においてまだ資金が十分に蓄積されていない場合には、入学時に設定されそして資金の拠出が行われる生前信託はこのような場合に給付を行うための明確な手段である。

(d) 蓄積信託

受託者に対し一定の収益の蓄積を義務付ける蓄積信託もまたエスティート・プランニングにおいて用いられる。1972年以前において蓄積信託は、未成年者または若い成年者のために財産を積み立てる有用な手段であった。1971年6月18日以降に設定された蓄積信託の位置付けは、それまでとは根本的に異なるものとなった。生前信託は、我々が見てきたように、信託において蓄積されている収益（実現されたキャピタル・ゲインを含む）に対し個人の最高限界税率によって課税がなされる。これにより生前信託の有用性は限定されたものとなる。他方、遺言信託において蓄積されている収益に対する最低税率は存在しないことから、蓄積信託にとって非常に利益となる。通常この種の全ての信託に対し人的控除は認められないが、信託に対し人的控除が認められる場合は標準的な個人税率が適用される。

全ての蓄積信託（分身信託、配偶者信託、共同パートナー信託、完全に権利が確定した信託を除く）において21年毎にみなし処分が行われることから、みなし処分が発生する前に受益者に対する義務の履行として信託元本を受益者に分配することへの考慮が重要となる。みなし処分が行われる以前に信託が終了するよう信託証書で規定するか、または受託者に裁量権を付与することにより、元本および蓄積されたキャピタル・ゲインを分配するか、または信託を終了させるかを判断させることができる。これらの場合、信託終了時に財産の分配がなされる。未成年者のための信託の場合、選定が可能な場合には、キャピタル・ゲインを信託にそのまま残し優先的受益者の選定を行うことができる。未成年者が受益者である場合には、キャピタル・ゲインに対し帰属ルールは適用されないからである¹³⁹。信託財産を利付の投資物件に投資するか、または未実現のキャピタル・ゲインを管理可能な水準に維持するのに適度に売買が行われるポートフォリオに投資するような場合には、みなし処分による問題

は特に生じないであろう。しかし、実際に財産処分が行われない場合、蓄積されたキャピタル・ゲインは20年後にはかなりの額にのぼるであろう。

C. 相続税および贈与税

オンタリオ州およびブリティッシュ・コロンビア州が、アルバータ州を除く他の州と同様に相続税法を有していたときに、同法により直接認められるようになった特権を利用するため、または相続税を回避するために、信託が広く用いられた。贈与税による特権に関しては、贈与者がその子のために信託を設定し、毎年認められている控除の最高限度額を当該信託に拠出することが広く行われていた。そして個人信託が設定された場合には、受益者が40歳の誕生日以前に死亡した場合、その時点での信託の撤回が可能であった。配偶者に財産権を移転させる場合の相続税の控除または軽減により、配偶者を生涯権者とする信託の設定が促進された。そして相続税の支払いは遺言者の死亡時に行われ、または相続により当該財産が元本受益者のために信託において確定的に所有された場合には生存配偶者の生存期間中分割払いにより支払いが行われた。

相続税がかからない州に財産を移転することにより、またこのような州で会社を設立し、譲受人に指名された者が当該会社の株式を保有することにより、相続税の回避が試みられてきた。この場合、遺言者は遺言によってこのような会社に資産を残し、そして未成年者の株式を保有するための信託が当該法域において設定された。しかし、信託はまた成人である指名受益者の株式を保有するためにも設定された。その理由は、裁判所は信託を受領者のための一種の代理人として見る傾向が強かったからであった。そしてタックス・ハイブンにおいて第二の会社がしばしば設立された。そして第二の会社の株式を受領者が保有し、そして第一の会社が第二の会社の株式

を保有した。これらの会社および信託の目的は、譲渡人、譲渡財産、そして譲受人との間の繋がりを断ち切ることであった。すなわち、譲渡人と譲受人との関係が切断され、そして譲渡財産の直接の譲受人は税法の効力が及ばない法域の居住者である自然人または会社であった。これらの手法により租税回避に成功する場合もあれば、また失敗する場合もあった。全ては問題となっている税法の文言に係っていた。幾つかの税法はこれらの仕組みを包含する十分に広範な規定を有し、他の税法はそのような規定を有していなかった。そしてこれらの租税回避スキームを十分に包含するために幾つかの税法は改正された。回避される可能性のある税法は疑いなく適宜改正され、そして租税回避の傾向が見られなくなるにつれ、最終的に相続税法は廃止された。

D. 遺産の凍結

1972 年以前における納税者のためのエstateト・プランニングの一般的な形式は、資産価値の値上がりが生じる納税者の財産を、一定の価値を有するが価値の値上がりが生じない財産と交換することによって、納税者の当該財産を「凍結」させるというものであった。1971 年末日までに死亡した者の遺産に対し付与される特権は、連邦遺産税がその時点では連邦遺産税が課せられていた州における相続税と共に大幅に軽減されるという点であった。

しかしながら、1972 年に新しい連邦税制が導入されたにもかかわらず、遺産の凍結の事例に変化は生じなかった。その後も遺産の凍結は節税のために最も広く用いられている手法の一つである。連邦遺産税は 1971 年の終了以前に死亡した者の遺産に対しては廃止され、そして 1986 年までに全ての州が相続税を廃止した。それにもかかわらず、1972 年所得税法改正により遺産税はキャピタル・ゲイン課税によりほぼ取って代わられた。ほとんど全ての個人資産に関して資

産所有者の死亡に係るみなし処分規定が存在し、そしてみなし処分が行われた時点でのこれまで蓄積されていたキャピタル・ゲインに対する税金の支払義務が「発生させられる」からである。1972年以前に価値が値下がりする財産に対して認められていたキャピタル・コストの控除額および資産所有者の死亡時に当該資産価値に復帰したキャピタル・コストの控除額は、課税対象となるキャピタル・ゲインに加えられる。

今日における「凍結」の目的は、成功した事業または投資会社に対する所有権を次世代に移転させることであり、次世代の構成員がまだ若く、ひょっとしたら幼少期にある間に移転が行われる。そして、これはしばしば創業者の世代であるが、古い世代に対してはこれらの所有権の代わりに、役員として雇用され給与の支払いを受けることに対する期待と共に継続的な対価としての価値を残すことである。所有権は普通株式の形で次世代に引き継がれる。これらの普通株式こそ事業または投資の「成長」要素であるからである。

事業を築き上げ、納税者の死亡時に多数株主として過度な納税義務が生じないことを望み、そして成長した財産をその子に移転する際の利点に満足し、さらにその子の下で財産がさらに増加し、同時にこれらの財産に対する支配権の取得に伴う利点が生じることに満足する納税者が何と多いことか。このような理由により「凍結」の最も明確な形式は無利息の約束手形を対価として子に成長資産を売却することであるが、この方法は多くの納税者にとって魅力に欠ける。約束手形による強制執行の可能性が、例えば家族事業を自分自身で運営したいと望む子にとって抑止力となり続ける限りにおいて、納税者はこのような方法により子に対して影響力を行使することができる。しかし、たとえ期限内に約束手形の支払いが全くまたは一部なされない場合であっても、インフレまたは事業の成長により約束手形の価値は減少し、そして納税者は心理学的には依然として自

分自身の財産と考えているものの運命に対する支配権が減少していくことに徐々に気付くのである。シェイクスピアのリア王が経験した運命は、彼は残酷にも自らの王国を娘に移転するのを忘れてしまったのであるが、それは納税者も幾らか経験していると思われる付隨的な結果である。

その結果、今日では事業承継の手段として持株会社および信託が用いられる。会社制度により納税者は会社を設立することができ、そして増加した財産を会社に移転することができる。当該財産に対して会社は剰余金配当請求権を有しない、または剰余金配当請求権が制限された議決権付償還優先株式を発行する¹⁴⁰。そして、納税者は会社に対し当該会社の普通株式を子または子のための生前信託に売却するよう要求する¹⁴¹。その結果、子またはその受託者が全ての普通株式を保有し、納税者の当該会社に対する支配権は優先株式または他の種類の議決権付株式の所有を通じて維持されることになる。このような持分または成長株を譲渡するための手段としての信託の利用は、持株会社または組織再編された事業会社という手法に比べ効果的でない可能性がある。納税者が事業遂行にあたり直接的に行使できる支配権が減少するからである¹⁴²。しかし、納税者と親しい関係にある受託者はこれらの心配をある程度緩和させることができるであろう。納税者は生前信託の受託者を選任し、当該受託者に彼の成長財産を譲渡する。当該財産はその子のために信託される。その対価として納税者は公正な市場価格により約束手形を取得し、自らが望むように支配権を保持することができる¹⁴³。

コモン・ローの国であるカナダにおいては会社制度が好まれる。納税者が議決権行使を通じて支配権を保持することができ、その結果、経営者支配が存続されるからである。さらに、納税者の死亡後の会社に対する支配権も納税者自身が決定することができ、また会社資産を新会社へ移転する際には所得税法による課税の「繰延べ」

というより魅力的な規定を利用することができるからである¹⁴⁴。対価と引き換えに株式が信託に移転される場合には、類似の「繰延べ」を行うことはできない。財産が信託に移転される場合に認められる非課税扱いの処分は、我々が見てきたように、配偶者またはコモンロー・パートナー信託への移転、または分身信託、自己利益または共同パートナー信託への移転の場合にのみ行うことができる。キャピタル・ゲインに対する課税は委託者の死亡時、配偶者またはコモンロー・パートナーの死亡時、若しくは受託者によってこれらの者の死亡よりも早い時期に財産の移転が行われた時点においてのみ行われる。しかし、このことは遺産価値を「凍結」させることに利害関係を有している納税者にとって限定的な価値しか有しない。このような信託への普通株式の移転は次世代の子に「凍結」という効果を何らもたらさないからである。他方、配偶者および子のための生前非配偶者信託への財産の移転は処分に該当し、当該財産が信託に移転された時点で課税対象となるキャピタル・ゲインが発生する。普通株式の信託への即時の移転による「凍結」は、信託受益者の手元において将来企業が成長することを確保するものである。配偶者信託または生前信託が銀行借り入れにより調達した資金で普通株式を購入することで、帰属に関する問題を回避することができる。しかし、「凍結」のためにより望ましい制度、すなわち生前信託はすでに蓄積されているキャピタル・ゲインに対する納税義務が問題となり、それに引き続きわけ流動性に関する問題に対処しなければならない。

このような理由から、資産の「凍結」を行う場合には、持株会社または組織再編された事業会社の普通株式を所有するための手段として信託が各事例に応じてより用いられる傾向にある。単一の信託が設定される場合には、配偶者およびその子は信託受益者として当該信託と共に参加するであろうし、または配偶者に対しては普通株

式が直接本人または配偶者信託に対し割り当てられ、そして子については子のための信託に対し普通株式が割り当てられるであろう。子のための信託は完全な裁量信託であり、またはそれぞれの子のために一定の権利を創設するであろう。これらの権利は確定的権利である場合もあれば条件付権利の場合もある。そして通常の場合、受託者には扶養、教育、信託財産の前払いのために元本を取り崩す権限が与えられる。委託者の配偶者および未成年者である子の権利に関する生じる帰属問題は、信託が金銭の借入れを行い（当該委託者以外の者からの借入れ）、それらの者に対し割り当てられる普通株式を購入することにより回避することができる。

資産の「凍結」を考えている多くの納税者はまた所得の分割も望んでいる。すなわち、納税者は全体としての所得税による負担を減少させるために、新会社からの配当金を配偶者および子に分配したいと考える。しかしながら、2000 年に連邦所得税法第 120.4 条が導入されたことにより、それ以降、未成年者である子の間での所得の分割の機会は著しく制限された。未成年者が受け取る一定の所得に対して最高限界税率による課税が行われることから、当該規定により、低税率で税金を支払っていた子の間で所得の分割を行うことによる利点の多くが失われてしまった。また、普通株式が信託によって取得される際に、借入れまたは当該納税者以外の者から信託が取得したその他の財産による対価の支払いが実際に行われていない場合には、帰属ルールにより所得の分割という納税者の望みが頓挫する可能性がある。これらの所得税法の規定が示唆する方針は非常に明確である¹⁴⁵。

1972 年以降、遺産の「凍結」は以前と比べてかなり洗練されたものになると同時に、より利用しづらくなったことはほとんど疑問の余地がない。対象となる資産が納税者の事業会社の資産を構成する場合には、資産の「凍結」を手軽に行うことはできない。ただし、

投資ポートフォリオの「凍結」に関しては同様の困難は生じない。さらに、1972年初頭より、時として「凍結」された遺産は重い税金を負担しない限り「解凍」することができない。一旦資産の凍結がなされた場合、そのことは納税者が死亡するまで既成事実とみなされるであろう。1972年以前はこのようなことは行われていなかった。この「凍結」という芸術的手法は、たとえ行われたとしても、後の高インフレの時代に不十分な個人資産しか有していないことに気付く譲渡人にとって魅力が完全に失われてしまったことは、あまりにも広く共有されている経験である。このような理由から、裁量信託の潜在的な受益者として納税者を含めるよう考慮すべきなのである。

それから、個人的事情を考慮しなければならない。資産を「凍結」してからの年数により問題が生じる場合がある。事業の運営方針を巡って家族間で意見対立が生じるかもしれません、このような意見対立は、納税者の死後、生存配偶者とそのときすでに成人となった子がそれぞれ事業に対し自己の期待を有している場合、より深刻なものとなるであろう。例えば、非生産的な財産はしばしば争いの種となる。また、別居または離婚により関係が途絶えている子も存在し、その子の配偶者またはコモンロー・パートナーであった者が事業に対する持分を取得する場合もある。これらの者は承継的財産設定、州の婚姻財産法、若しくは擬制信託により事業に対する持分を取得するであろう。これらの問題に加えて、例えば売上の減少による生存配偶者またはコモンロー・パートナーに給付される収益の減少、または予期しない事業の成功により子にとって有利な株式の購入に関する権利条項を巡って争いが生じることなど、事業に突然降りかかる出来事も考慮されなければならない。

遺産の「凍結」に従事する弁護士は、会社における新制度の構築および受益者の信託の設計が行われようとしている場合、これらの問題を全て予測するよう努力しなければならない。

E. 信託への私法の適用

エstateト・プランニングでは弁護士に対し、ある概念から別の概念へ移動するための高度な技術が要求される。法人、パートナーシップ、信託の設立および解散は、弁護士が日常的に行っている作業である。それと同時に、弁護士は方向性を誤りエstateト・プランが台無しになり、また当初の目的を十分に達成できないような事態が生じないよう、注意深く当初の目的に沿ったエstateト・プランを計画するために、エstateト・プランに関連する法律に完全に精通していなければならぬ。私法の重要な前提が見落とされることも起こり得る。例えば、ある者が新しい信託の受託者として行動することを意図しながら他人に小切手を手渡した場合、当該小切手を手渡した時点では信託は完全には成立しない。信託が完全に成立するのは、銀行が受託者に金銭の支払いを行った時点である¹⁴⁶。また次の点もうつかり忘れられる場合がある。すなわち、確かに信託証書はエstateト・プランナーの事務所で密かに署名および封がなされ、そして信託証書の存在を知るのは当該エstateト・プランナー、委託者、そして証人のみであるが、しかし、エstateト・プランが実行に移された段階でたとえどのような出来事が発生したとしても、委託者は後日、信託証書の内容を修正することはできないという点である。当該信託証書はその対象となる財産の譲渡行為であり、そして信託証書に封がなされた時点から受益者に対し当該財産に対する権利が付与される。一旦封がなされた後は、受益者全員の同意によってのみ信託証書の変更を行うことができ、このような同意は全ての受益者が生存し、成人に達しており、さらに行行為能力を有している場合にのみ行うことができる¹⁴⁷。委託者は、受益者の一人でない限り、または撤回権を留保していない限り、当該信託との関係では単なる他人にすぎない。エstateト・プランニングの文脈では委託者が受益者の一人となり、または撤回権を留保することは

通常ありえない。委託者はもはや当該信託およびその受益権の運命の一端を担っておらず、したがって委託者が信託証書の変更を行おうとしてもそれは無効である。

エステイト・プランニングとの関係で信託証書を起草する場合、とりわけ遺産の「凍結」が行われようとしている場合、起草者は受益権および受託者への明確な指図を行う必要性と、受託者への裁量権付与の必要性とを、うまく調整しなければならない。あまりにも多くの信託証書が、それぞれの受益者の受益権の内容および受託者に付与される権限の範囲の両者に関し、受託者に大幅な裁量権を付与していると言われていることから、受託者は潜在的に海図にない海を漂っているような状況にある。そして、受益者が信託により遂行されるべき方針を巡って対立している場合、配偶者および親の地位といった具合にそれぞれのエステイト・プランが遂行されるということももちろんありえない。さらに、通常の場合は受託者を手助けするためにガイドラインが定められることもない。将来必要とされる場合に備えて受託者があらゆる権限を有することを確保することに対しては多くの考えが存在するが、しかし誰も将来発生する可能性のある出来事およびそれが生じた状況で受託者がその権限をどのように行使すべきかについては考えたことがないであろう。しかしながら、他方において、例えば収益は生存配偶者に、生存配偶者の死亡後は元本をその子にというふうに一定の権利を創設し、かつ受託者の権限についてはほとんど規定していない信託の場合、このような信託は一定の状況が生じた場合に受託者がそれに対応するための権限を有さず、権限行使による利点も享受することができない柔軟性に欠く仕組みとなるであろう。これらのことから、信託証書にはバランスが要求されるのである。

米国における一般的な信託証書の起草実務では、受託者の裁量権に対する制限（例えば、権限付与の目的等）およびその権限行使の

ガイドラインについて規定が設けられる。信託が捺印証書または遺言のどちらの方法により設定された場合であっても、当該ガイドラインは信託証書に挿入され、また必ずしも強制されるわけではないが、ガイドラインはまた受託者が委託者の意図に従って行動したとの正当事由にもなる。このようなアプローチの有用性は、一般的な信託の終了時期よりも早期に信託を終了させる権限に関する裁量権との関係で明白となる。おそらく、このような裁量権は、将来または予期せぬ時期に税法または税務の変化により当該信託に不利益が生じた場合に、これらの変化に対応するために付与されたものである。しかし、受託者は当該権限により今後の信託の運営方針を巡って家族間で争いが生じたこと、または受託者が膠着状態に陥ったことを理由に信託を終了させることはできるだろうか。また当該権限により収益受益者のために信託元本を取り崩すことはできるだろうか。当該権限は生存配偶者がただ単に旅行に出かけるために信託財産を継続的に要求できるようにするためのものなのだろうか。

受託者の義務として、受託者は受益者の利益のためにのみ行動し、自らの隠れた利益のために決して行動してはならず、また利害が対立する複数の受益者間では完全に公平性を保ちながら行動しなければならない。新しい「凍結」会社の取締役でもある受託者、自己の名義で株主となっている者、若しくは信託の管理運営を行っている受益者は、会社設立証書または信託証書によりこれらの問題への対処がなされていない場合、最も難しい立場に置かれることになる。利益相反ルールおよび受託者の義務を全く排除してしまうアプローチも採用することはできない。利益相反ルールは信託受益者の権利を真に保護するために大変機能しており、利益相反ルールの目的との関係で利益相反ルールは変更されなければならず、その際にはルール変更により直ちに生じる可能性のある事実上の効果も考慮しなければならない。連邦所得税法は公平ルールに直接関係する考慮事

項へと訴えた。受託者は原則として収益受益者および元本受益者を公平に取り扱わなければならず、Howe v. Lord Dartmouth 事件¹⁴⁸および Re Earl of Chesterfield's Trusts 事件¹⁴⁹における昔ながらのルールは当該原則の適用場面における僅かな例外である¹⁵⁰。数年間、信託証書において公平義務を排除するのが標準的な実務であったという事実は、委託者および遺言者が結果的に収益および元本の分配を公平義務が排除された程度において不公平に行うことを積極的に許容したことを示してはおらず、もちろんそれ以上何ら意味を有していない。しかしながら、会社がキャピタル・ゲインから配当を行うことを選択した場合、当該会社の株式の価値は下落する。それ故に、この点において会社が配当を選択した場合に収益受益者が利益を得、逆に元本受益者がその利益に対する対価を支払うことが明らかとなる。それにもかかわらず、受託者が受領した配当は信託法においては収益と位置付けられ、それにより生じる不均衡に対し信託法は何ら規定を設けていない。エスティート・プランにおいて十分生じる可能性があるが、信託が会社を支配している場合にこそ取締役としての受託者が困難な立場に置かれるのである。取締役はこの場合、利益配当を選択しなければならないのだろうか¹⁵¹。

同様に、受託者が等価値を有する物を元本受益者に分配した場合、信託原理からの帰結として、その物に関する調整済みまたは未償却の資本コストはそれぞれ異なるという点を考慮しなければならない。受託者が他の受益者の犠牲においてある受益者の利益を図った場合、信託から受領された利益の不均衡と受託者の信託違反による行動は同程度のものとなるであろう¹⁵²。このような理由により、信託証書において一定の公式を設け受託者が当該公式に拠ることにより受益者を公平に取り扱うことができるようとするか、または公平原則に基づき受託者の選択または分配の結果から生じる責任から受託者を免責するための条項が設けられるべきである。さらに、どちらのや

り方がより優れているか検討がなされるべきである¹⁵³。

カナダにおいて今日、遺言および信託実務に携わる弁護士の知識、創意工夫、並びに先見性を最も試しているのはおそらくエステイト・プランニングであろう。エステイト・プランニングを行う過程において、信託証書を起草する際に留意しなければならない考慮事項が全体的に幅広く登場するからである。職務の内容に応じてそれぞれの受託者が存在し、また全体を取りまとめる「先導役」となる受託者の存在が望まれるであろう。投資、運営および特定資産の販売、価値評価、会計、並びに裁量信託において信託元本を取り崩し全体的に裁量権を行使して分配を行うといった処分裁量といったものが存在し、これらにはそれぞれ異なった技能が要求される。ただ単純に代理人に権限を付与するといった方法ではこれらの問題に対する十分な解決策とはならないであろう。幼児が成長した場合であっても、その者の有する権利が継続的に管理されることにより、古い世代の悩みの種を取り除くことができる。この古い世代に属する者の将来の幸福もまた引き続き同族企業の運命に堅く結び付けられている。子の有する権利のために独立のサブ信託を設定することは適切であり、そして当該受託者には浪費者のための保護信託を設定する権限が付与されるべきかもしれない。その代替策としては、子の有する権利をその子のために設立された持株会社に移転し、それにより実際の分配を将来まで先延ばしするというやり方がある。お馴染みの条項により受託者はその構成員の過半数により意思決定を行う権限が与えられる。当該条項は、受託者がその裁量権の行使により信託財産の処分を行い、信託の収益および元本を受益者クラス間で分配する際に、その権限行使に参加することを望まないある特定の受託者に関する問題に対処することを目的とするであろう。しかし、本当に上手くいくのだろうか。当該条項は意思決定に参加していない受託者を当該意思決定による責任から除外するであろう。

しかし、「受託者」は共同して行為を行い、そして多数条項は、過半数の受託者により行われた行為は全受託者を拘束すると規定している。意思決定に参加しなかった受託者がまた委託者でもあり、かつ指名された受益者が未成年者である場合、今度は帰属ルールが適用されるであろう¹⁵⁴。

最後に、納税者の遺言に関する問題がある。生前エstate・プランとの連携を図るために遺言が行われなかつた場合、または後日エstate・プランに対する考慮がなされないまま遺言補足書が執行された場合、当初エstate・プランの設計を行つた者により回避されていた多額にのぼる税負担が生じるであろう。これらの問題は、エstate・プランが進歩するにつれ、留意されかつ見直されなければならないものである。

¹²¹ エstate・プランニングに関する刊行物は数多く存在する。例えば、*Canadian Estate Planning Guide*, looseleaf (North York, Ont.: CCH Canadian, 1995); Arthur B.C. Drache (ed.), *Canada Tax Planning Service*, looseleaf (Toronto: Carswell, 1993); and Catherine Brown & Cindy Radu, *Taxation and Estate Planning*, looseleaf (Toronto: Carswell, 1996). を参照せよ。また、Jack Bernstein, "Tax Planning for Personal Trusts" (1988) 40 Can. Tax Found. Conf. Rep. 40:1-40:3; and Jack Bernstein, "Personal Trusts After 1995" (1995) 47 Can. Tax Found. Conf. Rep. 19:1-19-33. も参照せよ。

¹²² 税負担の最小化に加え、エstate・プランニングは、死亡税またはキャピタル・ゲイン課税に対する支払いのために金銭が必要になった場合に対処することにも関心を有している。流動性の確保は、たとえ信託財産を売却しなければならない状況が生じていなくても、信託財産の市場価格が低い場合には必要不可欠である。エstate・プランニングにおいて資産が強制的に売却されることにより、配偶者、子、孫の利益が害され、さらにはその目的自体が達成不可能となる。死亡のような出来事が私会社またはビジネス・パートナーシップに与える影響は計り知れないほど重大である場合もありうる。そこで、生命保険およびパートナーシップ持分の売買の合意が重要となる。

¹²³ すなわち、収益、消費および元本といった活動または財産である。

¹²⁴ 所得税法 245 条における反租税回避の一般条項の観点からは、エstate・プランニングは次のようなものでなければならない。すなわち、「税金による利益を得ること以外の善意の目的のために主として行われるものであると合理的に考えられる」もの、または「このように考えられない場合には、本法の規定を悪用し、または本法を全体として読んだ場合に本法の規定に関し濫用を行う結果

となるものでない」ものでなければならない。

¹²⁵ 信託と代理の比較分析については、第3章第3節を参照せよ。

¹²⁶ S.C. 1970-71-72, 63条。

¹²⁷ これらの類型の信託は全ての法域において税法の影響を受けやすい。これらの類型の信託は、委託者または遺言者が自らの権利を全て移転し、そして受益者がまだ確定的権利を取得していない場合において、これらの委託者または遺言者間において信託の収益または元本を保持することを求めているからである。本章第2節A1; 本章第1節B; 並びに第12章第2節D.をさらに参照せよ。

¹²⁸ カナダにおいてはほとんどの場合、厳密な制定法上の公式に従って信託に対する課税が行われ、納税者および州の双方ともこの公式に拘束される。この公式はエスティート・プランニングを許容している。立法者が駆られる自然な誘惑は、立法者が課税機関に部門的な裁量権を制定法上与えるという単純な方法により、租税回避を唯一のまたは主たる目的とする仕組みを撲滅しようとしている。納税者が租税回避のための仕組みを考案するためにますます創意工夫を発揮し、そして新しくかつ効果的な仕組みが頻繁に生み出されるようになればなるほど、立法者はますます当該公式を変更するための制定法上の手続を廃止し、そして部門的な裁量権に訴えたいとの誘惑に駆られるようになる。政治的な考慮および当該法域における私的資本の維持に対する経済的な依存関係が、このような行動を実際に抑制しているのである。この問題に関する歴史については、1962年南米所得税法 103条1項およびJ.R. Dewhurst, "Tax Avoidance and Section 91" (1972), Rhodesian L.J. 33 を参照せよ。また、1936年所得税法(Commonwealth) as amended, 260条において反映されているオーストラリアの立場、およびY.F.R. Grbich, G.D. Munn and H. Reicher, *Modern Trusts and Taxation* (1978), chapter 6, "Anti-avoidance provisions in attacking trusts: section 260".も参照せよ。それぞれの法域において付与されている裁量権は類似している。カナダにおける初期の状況に対する言及については、Donovan W.M. Waters, (1981) 19 U. of Western Ont. L.R. 111.を参照せよ。

¹²⁹ 撤回可能生前信託は高額な検認費用および手続上の遅延を回避するためにアメリカにおいて広く用いられているが、カナダにおいてはこのような現象は見られない。アメリカ合衆国における撤回可能信託の性格については、2000年統一信託法典第6編を参照せよ。

¹³⁰ *Ibid.*, 75条2項。これに対する例外は僅かながら存在する。すなわち75条2項は復帰信託から生じる収益およびキャピタル・ゲインは信託財産の拠出者に帰属すると規定するが、同規定は第二世代の収益、すなわち、収益から生じる収益には適用されない。

¹³¹ カナダにおける幾つかの法域においては、例えば、遺言変更法 R.S.B.C. 1996, 490条のように、遺言者の家族に対する救済立法は生前処分により回避することができる。立法者の方針により与えられた救済策が回避されるとは何とも奇妙である。より現代的な立法においては、例えば相続法改正法 R.S.O. 1990, c. 26条、71条～72条のように、一定の生前信託は裁判所により差止めを受ける可能性がある。

政治家、上級公務員、または上級会社役員のその職務就任期間中に設定されるいわゆる「ブラインド」信託も、このような撤回可能信託の例である。本書第

12章第2節J.をさらに参照せよ。カナダ人その他の者にとってバミューダおよびカリブ海のオフショア信託の魅力の一つは、これらの法域のほとんどが外国人により設定された信託に対し課税の免除または大幅な減税を行い、また、信託から生じた全ての投資収益が委託者に帰属することを心配することなく、信託証書によって委託者の下において大幅な権限留保が認められ、若しくは委託者が指名する者に対しこれらの権限付与が認められているからである。

¹³² *Supra*, note 32, およびそれに付随する文章を参照せよ。以下行う説明の目的は、以前言及したことを幾らか繰り返すことになるが、エスティート・プランニングの手段としての配偶者信託の長所を調べることである。

¹³³ 配偶者またはコモンロー・パートナー信託の利用方法およびその落し穴については、例えば、Pearl Schusheim, "Spouse Trusts: Tips and Trips— Part I" (1999) 47 Can. Tax J. 1525; and Roanne Bratz, "Spouse Trusts: Tips and Traps (Part 2)" (2000) 48 Can. Tax J. 477 both Parts edited by T.R. Burpee and P.E. Schusheim. を参照せよ。さらに、Catherine A. Brown, "Spouse Trusts" (1996) 38 Can. Tax Foundation 37:1-37.29. も参照せよ。

¹³⁴ ただし、生存配偶者の生存中は当該収益の全てが生存配偶者に対し支払われ、その他如何なる者も生存配偶者の生存中は収益または元本から利益を享受し、または享受させることができず、かつ生存配偶者への分配以外の事由により、生存配偶者が死する前にその者の権利が消滅してはならないとの条件を満たさなければならない。生存配偶者の再婚等の理由により生存配偶者の生存中に信託を終了させることができる場合、当該信託は配偶者信託としての要件を満たさない（改正所得税法 73条1項）。遺言者は死亡時までにカナダ居住者であった者でなければならず、その後の配偶者信託もカナダ居住者でなければならない（同 73条1項d号）。

¹³⁵ 例えば、子および孫のように、特定人または一定範囲の人である場合もある。

¹³⁶ この点については、J.F. Kennedy, "The Use of Trusts in Estate Planning" *Report of the Proceedings of the Thirty-Third Tax Conference*, 1981, Canadian Tax Foundation, at pp. 582-83.を参照せよ。この点を全体的に扱った初期の論稿として、"The Nature and Taxation of Discretionary Trusts" (1973) 31 University of Toronto Faculty of Law Review 1.を参照せよ。

¹³⁷ このような権限は「単純指名権」を超える性質を有するものであり、受託者は初めに当該権限を行使するか否か考慮する義務を負う。当該権限を行使すると決定した場合は、次にそれらの権限をどのように行使するかを決定することになる。

¹³⁸ 第12章第2節Dおよび第21章脚注120をさらに参照せよ。一定の指図を受けずに受託者が信託財産以外から受益者が受けている収益の額を適正に考慮することができるかどうかに対しては疑問が提起されている。一般的に考えた場合、受益者の外部からの収益は受託者が考慮すべき理論的要素ではあるが、しかし、受託者はそれぞれの受益者が相当額の信託財産を得ているかどうかという点についてのみ考慮すべきであるかは議論の余地がある。第一の点に関する二つのオンタリオ州裁判所の判決（*Hinton v. Canada Permanent Trust Co.* (1979), 5 E.T.R. 117 (Ont. H.C.); *Re Luke*, [1939] O.W.N. 25 (Ont. H.C.))においては、受

託者が受益者の外部からの収益を考慮することを遺言者が意図していたならば、当該遺言者はそのような考慮を行うよう受託者に伝えたであろうと判示した。また、*Re Atwell Estate* (1997), 38 O.T.C. 382, 19 E.T.R. (2d) 234 (Ont. Gen. Div.); and *O'Donnell (Litigation Guardian of) v. Canada Trust Co.* (1996), [1996] O.J. No. 3461, 1996 CarswellOnt 3895 (Ont. Gen. Div.)も参照せよ。*Paterson (Attorney of) v. Paterson Estate*, (sub nom. *Paterson v. Paterson Estate*) 109 Man. R. (2d) 294, [1996] 6 W.W.R. 362, 13 E.T.R. (2d) 86 (Man. Q.B.)は Hinton 判決と区別される。当該事件においては、信託財産からの支払いを拒絶するにあたり受託者は受益者の外部からの収益を考慮し、そして裁判所は受託者に対し受益者への支払いを強制しなかった。当該事件において裁判所が、受益者の個人的な収益は無視されるべきであると遺言者が明確な意図を有していたとの認定を行ったことから、この点において Hinton 事件と区別されるのである。*Re Mc Vean* (1985), 51 O.R. (2d) 685, 20 E.T.R. 308(Ont. H.C.)において裁判所は、病気にかかった、または健康な受益者の援助および扶養を適切に行うために信託元本を取り崩す裁量権が付与されている場合、受託者が受益者の信託財産以外からの収益源を考慮することは許されると判示した。*Paterson* 事件および *McVean* 事件における黙示的な意図への信頼がどのようなものであれ、受益者の外部からの収益を受託者が考慮するよう信託証書において明確にしておくことが賢明である。(1972) 111 *Trusts & Estates* 438.を参照せよ。また、第 18 章および同章の脚注 344 et seq.も参照せよ。

¹³⁹ 受益者が配偶者の場合は異なる。生前信託の場合、信託法における意味での収益および課税対象となるキャピタル・ゲインの両者は委託者に帰属する。

¹⁴⁰ その他の方法として、議決権信託の合意がある（第 12 章第 3 節 B 3）。議決権信託の合意には、議決権を行使する受託者が死亡した場合に誰が議決権を行使することができるか規定を設けることができる。

¹⁴¹ 当該取引の対価は公正な市場価格によって支払われるべきである。また当該対価は自らの資産を「凍結」させた納税者によって支払われるべきではない。

¹⁴² 受益者中に成人した子が含まれている信託の利点は、家族のために家族の人数を超えた受益権を創設することができる点である。これにより、家族の死亡によりその権利が家族とは無関係の者に譲渡された場合であっても信託を保護することができる。

¹⁴³ カナダの裁判所が、*U.S. v. Byrum* 事件 (92 S.Ct. 2382 (U.S. Ohio, 1972))におけるアメリカ連邦最高裁の判断と同様の立場を採用するかは疑わしいように思われる。同事件で連邦最高裁は 6 対 3 で、たとえ委託者がその生存期間中に信託財産を構成する株式の議決権を有し（当該株式は委託者により譲渡されたものであり、小規模閉鎖会社の支配株式であった）、受託者による当該株式の譲渡に対する拒否権を有し、さらに受託者を解任する権限を有する場合であっても、撤回不能信託の財産は遺産税との関係では死亡した委託者の遺産には当然に含まれないと判示した。多数意見の議論は非常に説得力がある。当該判決はその当時多くの議論を巻き起こした。例えば、L. Newman and A. Kalter, "Transfers of Corporate Securities by Persons in Control of Corporate Policy" (1972) 111 *Trusts and Estates* 710.を参照せよ。

他の方式による資産の「凍結」のための信託の利用については、(1973) 112

Trusts and Estates 94を参照せよ。ここでは持株会社は用いられず、譲渡人自身の事業会社の株式が信託に移転される。

¹⁴⁴ 改正所得税法 R.S.C. 1985, c. 1 (5th Supp.) 51 条、85 条、86 条を参照せよ。

¹⁴⁵ 普通株式保有のための手段としての信託に代替し、かつ増加する帰属問題のリスクに対応するものとして、新会社を設立し複数クラスの普通株式を発行するという方法がある。それぞれの子および配偶者のために新会社が発行したクラス株式により、取締役はその裁量によりそれぞれのクラスに対し別々に、または異なるタイミングで利益配当を行うことができる。ただし、会社定款においてこれらの権限を取締役に付与する旨を規定しておかなければならない。このような方法で分配のために株式会社を利用することにより、信託に適用される 21 年毎のみなし処分を回避することができる。

¹⁴⁶ 信託が歯型捺印証書によって設定された場合には、当該証書の日付よりも遅い日とする規定が設けられていない限り、信託が成立するのは当該証書の日付がなされた日である。しかしながら、受託者が信託財産の譲渡を受けるまで、それもコモン・ロー上または衡平法上財産権が移転されるだけではなく、ある特定の財産に要求される移転方式に従い財産権が移転されるまでは、信託はその効力を生じない。そして一般的に言うと、当該財産権の移転に対し信託受益者から何ら対価が支払われない場合には受託者は何も行動することができない。信託が完全に成立するのは、財産権の移転が適式な方法により完全に行われた時点である。第 6 章をさらに参照せよ。もちろん、信託証書の日付を過去に遡らせば詐欺となる。

¹⁴⁷ 全ての受益者がこれらの要件を満たしているわけではなく、かつ受託者が受益者の同意を得ることなく自らの裁量で行動する権限を付与されていない場合には、信託変更法に基づき裁判所への申請が必要である。第 27 章を参照せよ。

¹⁴⁸ (1802), 7 Ves. Jun. 137, 32 E.R. 56 (Eng. Ch. Div.).

¹⁴⁹ (1883), 24 Ch. D. 643 (Eng. Ch. Div.).

¹⁵⁰ 第 19 章第 3 節 B1 d. をさらに参照せよ。

¹⁵¹ エステート・プランニングに携わる弁護士はその法域の信託変更法の適用について助言を行うであろう。裁判所は、信託元本および収益の両者に関して受託者に柔軟な分配権限を認める「取り決め」に対する承認を求められるであろう。このような取り決めにより、信託において投資に対する判断義務と分配義務とが分離され、そして受託者に対する分配に関する限りにおいて事業会社が税金に関する特権を利用することができるようになる。同時にこのような取り決めにより、受託者は信託により付与されたどのような公平義務をも維持することができるようになる。

¹⁵² 所得税法との関係で受託者は同様の性質を有する一連の判断を行わなければならぬ。それぞれの判断は受託者に対する公平義務に関連しうる。

¹⁵³ 公平原則との関係では追加の計算が必要となり、それはしばしば複雑であることから、公平原則を保持するための仕組みを考えるよりも、同原則を排除する方が簡単である。しかし、信託の目的物の管理は簡単に行えるものではなく、また必ずしも追加コストの節約になるわけでもない。また、この点との関連で、受益者となる者またはそれらの者の承継人となる者が利益を享受できるのはまさに財産の拠出が行われるからである。そして、信託設定者の相反する意思に従い

つつ、それぞれの受益者に付与された権利について平等の取扱いを行うことは、このような仕組みから根本的に切り離すことはできない。さらに、慎重な考慮がなされることなく公平原則が排除される場合には、予見または意図されていたよりもより大きな不均衡が最終的に生じるであろう。

¹⁵⁴ 改正所得税法 R.S.C. 1985, c. 1 (5th Supp.) 75 条 2 項 a 号 ii。

原著：Water's Law of Trusts in Canada, 573-620 (3rd ed. 2005).

原著者：Donovan W.M. Waters

ウォーターズ博士はオックスフォード大学法学部を卒業後、同大学院を修了され、ロンドン大学で博士号（Law of Equity）を取得された。その後、オックスフォード大学、香港大学、ビクトリア大学、マギル大学で法学博士号を授与されている。そして、1996年にビクトリア大学を退職されるまで、オックスフォード大学、ロンドン大学、シカゴ大学、サスカチュワントーク大学、マギル大学等の世界各国の大学で教鞭を執ってこられた。またハーグ信託条約およびハーグ相続条約のカナダ代表団団長を務められ、後者では報告担当者にもなられた。

信託法研究の世界的な第一人者として、コモン・ロー法域の信託のみならず、大陸法法域の信託にも造詣が深い。また、信託の歴史的研究家でもあり、信託の起源から今日の金融分野における最先端の信託に至るまで、幅広く通曉されている。

※本稿は、平成 26 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））（課題番号：25380106）および平成 25 年度信託研究奨励金による研究成果の一部である。

